

## 八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、臨時的な交付措置として貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金を交付することにより、燃料費の高騰の影響を受けた貨物運送事業者等の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援することを目的とする。

(支援対象者)

第2条 八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日時点で次に掲げる許可若しくは認可を受け、又は届出を行っていること。
    - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可又は認可
    - イ 貨物自動車運送事業法に基づく特定貨物自動車運送事業の許可又は認可
    - ウ 貨物自動車運送事業法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出
    - エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により受ける一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可
  - (2) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者であること。
  - (3) 令和6年4月1日時点で市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
  - (4) 燃料費の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じたものであること。
  - (5) 納期限が到来した市税を完納していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の交付対象としない。
- (1) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴

力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

(3) その他市長が適当でないとする者

(支援対象車両)

第3条 支援金の交付対象となる車両（以下「支援対象車両」という。）は、次の各号に掲げる当該車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載される事項が、当該各号に掲げる要件をいずれをも満たす車両とする。

(1) 登録年月日 令和6年4月1日以前

(2) 自動車の種別 普通自動車、小型自動車又は軽自動車

(3) 用途 貨物又は特殊。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両については、この限りでない。

(4) 自家用・事業用の別 事業用

(5) 使用者の氏名又は名称 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と同一

(6) 使用の本拠の位置 市内

(7) 有効期間の満了する日 申請日以降

(8) 燃料の種類 軽油、ガソリン等の化石燃料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める車両については、支援対象車両とならない。

(1) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業 被牽引車

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業 他の旅客自動車運送事業の用に供する車両

(支援金の交付)

第4条 市は、支援対象者に対し、この要領の定めるところにより、支援金を交付する。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、一の支援対象者につき、別表の左欄に掲げる事業用自動車の区分ごとに、それぞれ交付対象車両（第3条第1項第4号に掲げる要件を満たす事業用自動車をいう。）の台数に同表の右欄に定める交付額を乗じて得た額（該当する事業用自動車の区分が複数ある場合は、区分ごとに算

出した額を合算した額)とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 支援金の申請の受付開始日は、令和6年5月1日とする。

2 支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和6年6月28日とする。

(申請及び交付の手続)

第7条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付可否決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前条の規定による申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者が行った前条の規定による申請については第1項の規定により決定された支援金の交付決定額(第5条の規定により申請内容等を経て決定される交付額をいう。)分の交付を受ける旨の請求をしているとみなして、当該申請者に係る申請書に記載の金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 第6条第2項に規定する申請期限までに支援金の申請を行わなかった者については、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 前条第1項の規定により支援金を交付する旨の決定をした後、申請書等の不備により支援金の振込みができない場合等において、市が支援金を交付するため申請者等への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行わ

れないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和6年12月28日までに支援金の交付ができなかったときは、支援金の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた後に支援対象者の要件に該当しないことが判明した者、次条の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金返還請求書(第4号様式)により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の完結した日(令和6年4月8日)から施行する。

(この要領の失効等)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第10条の規定は、令和7年3月31日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

事業用自動車	交付額
一般貨物自動車運送事業，特定貨物自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業用自動車	1台当たり2万3千円
貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車	1台当たり8千円

備考 令和5年5月1日から令和6年3月31日までの間に事業用自動車の入替えを行った場合は，当該入替え後の事業用自動車を入替え前の事業用自動車とみなす。